

## (2) 表示の適正化

### ①「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」表示の義務づけ

国民の健康づくりは、バランスのとれた食生活が基本である。過度に健康食品に期待し健康食品の摂取を偏重することのないよう、普及啓発を進める観点から、保健機能食品に「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」等の表示を義務づける。

#### 現 行

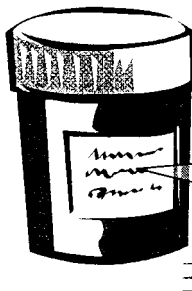
特定保健用食品



商品名〇〇

保健機能食品  
(特定保健用食品)

栄養機能食品



商品名〇〇

保健機能食品  
(栄養機能食品)

#### 改正案

特定保健用食品



商品名〇〇

食生活は、主食、主菜、副菜  
を基本に、食事のバランスを。

保健機能食品  
(特定保健用食品)

栄養機能食品



商品名〇〇

食生活は、主食、主菜、副菜  
を基本に、食事のバランスを。

保健機能食品  
(栄養機能食品)

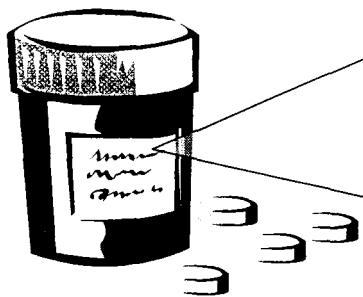
## (2) 表示の適正化

### ②「ダイエット用食品」等における栄養機能食品の表示の禁止

「ダイエット用食品」など、栄養機能食品の表示を行うことが不適当と考えられる目的を持つ「健康食品」について、栄養機能食品の表示を禁止する。

現 行

栄養機能食品



商品名

ダイエット用  
食品○○○

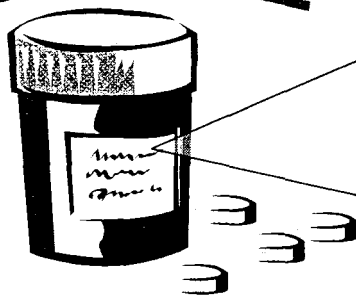
成分△△ } 含有  
カルシウム

カルシウムは骨や歯の形成  
に必要な栄養素です。

保健機能食品  
(栄養機能食品)

改正案

~~栄養機能食品~~



商品名

ダイエット用  
食品○○○

成分△△ } 含有  
カルシウム

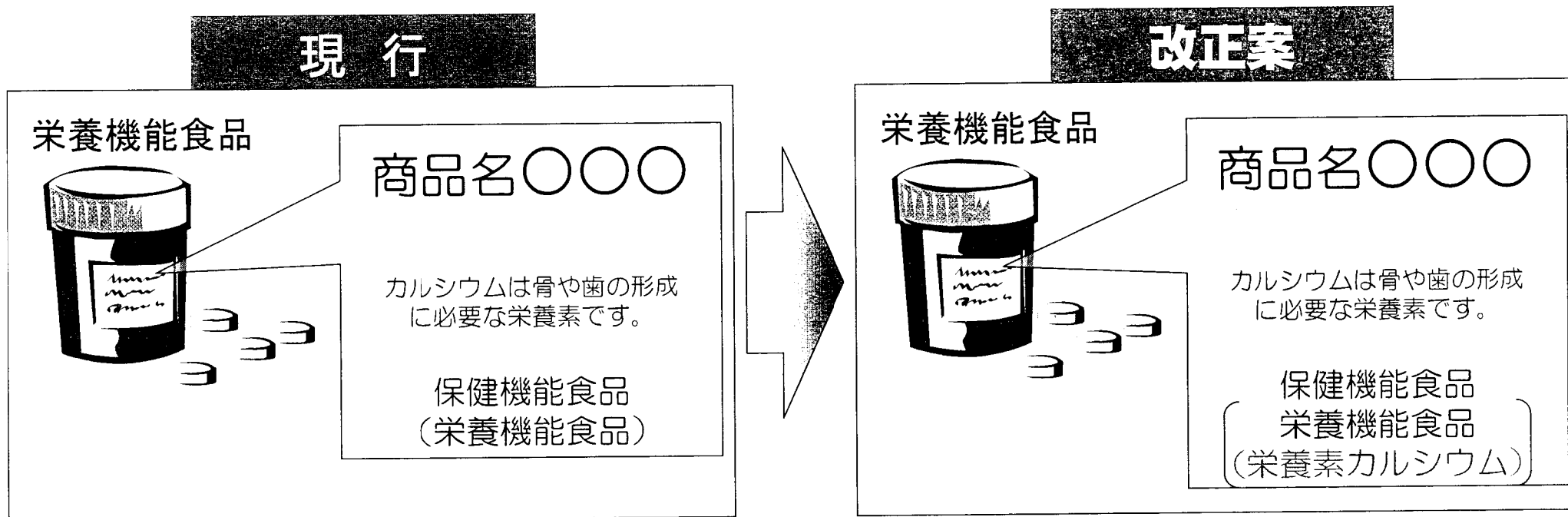
~~カルシウムは骨や歯の形成  
に必要な栄養素です。~~

~~保健機能食品  
(栄養機能食品)~~

## (2) 表示の適正化

### ③ 栄養機能食品における栄養成分名の表示の義務づけ

現行では、「保健機能食品(栄養機能食品)」という表示を義務づけているが、栄養成分の機能の周知という栄養機能食品制度の趣旨を踏まえ、「栄養機能食品(栄養素カルシウム)」といったように、栄養機能食品である旨の表示とあわせて栄養成分名の表示を義務づける。



## (2) 表示の適正化

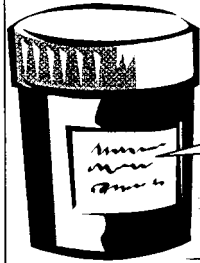
### ④ 栄養機能食品の対象外のビタミン、ミネラルの表示の適正化

#### 現行

(人間に必要なビタミン・ミネラルは全25成分)  
1. 規格基準が定められた17成分

亜鉛、カルシウム、鉄、銅、  
マグネシウム、ビタミンA、  
B<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、B<sub>6</sub>、B<sub>12</sub>、C、D、  
E、葉酸、ナイアシン、  
パントテン酸、ビオチン

栄養成分の機能表示を行うためには、安全性・有効性確保の観点から定められた規格基準を満たし、定められた表示を行う必要がある。



カルシウムを250mg  
~600mg含む

カルシウムは、骨や歯の  
形成に必要な栄養素です。

保健機能食品 (栄養機能食品)

2. 規格基準のない残りの成分  
クロム、セレン、マンガン、  
ヨウ素、ビタミンK など



薬事法に違反しない限りにおいて、  
表示が自由

セレンは、食生活の不規則な  
方、スポーツをされる方、仕  
事に忙しい方、美容に気を使  
われている方におすすめ

#### 改正案

国民への適切な情報提供を確保  
するとともに過剰摂取も防止する  
観点から、残りの成分についても、  
表示を適正化することが必要。



残りの成分の規格基準と機能表  
示を定めることを検討



規格基準に定めた上限値・下限値  
を守り、定められた表示を行う。

セレンは、・・・の栄養  
素です。

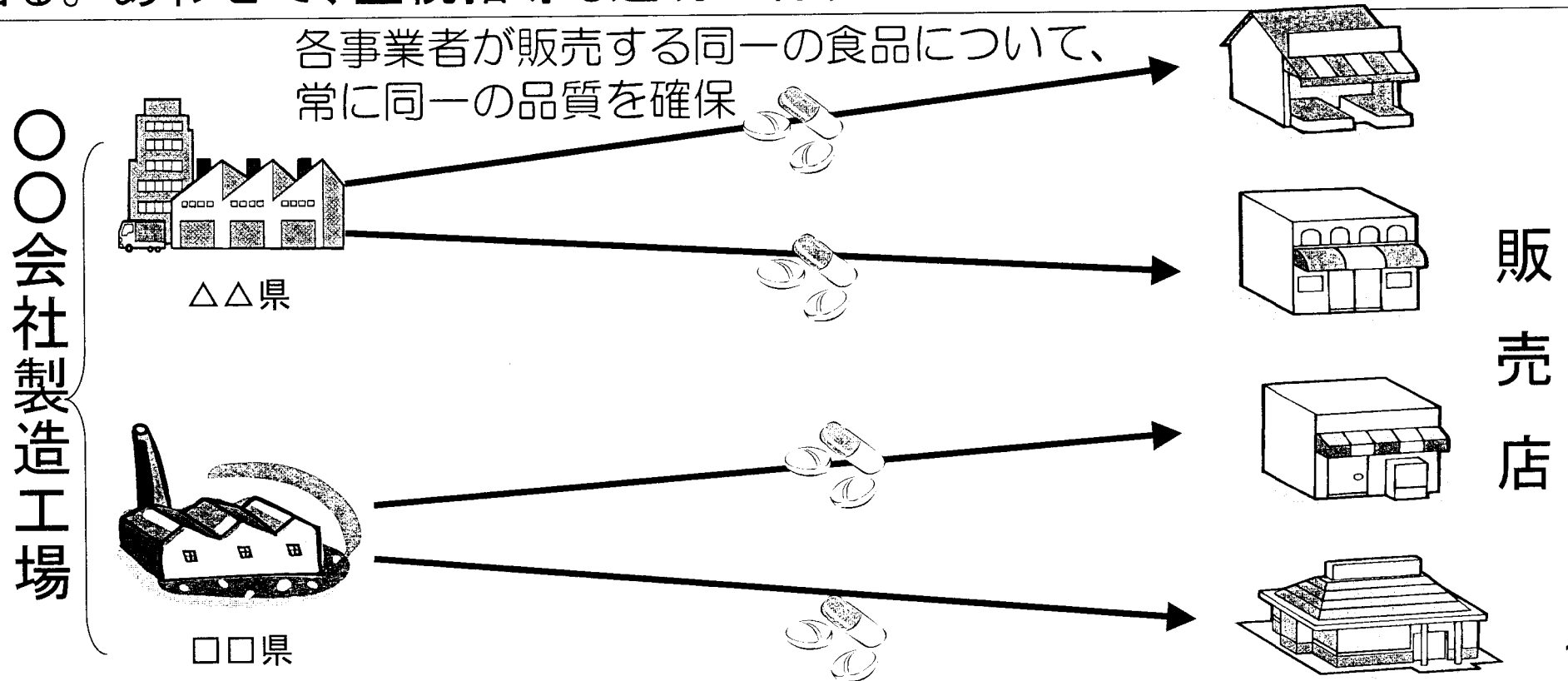
本品は、多量摂取により疾病が  
治癒したり、より健康が増進す  
るものではありません。1日の  
摂取目安量を守ってください。  
保健機能食品 (栄養機能食品)

セレンを〇mg  
~〇mg含む

### (3) 安全性の確保

## ①「適正製造規範(GMP)ガイドライン」の作成 (錠剤、カプセル状食品の製造工程管理による安全性の確保)

錠剤、カプセル状等の健康食品の均質化を図り信頼性を高めるため、「適正製造規範(GMP)ガイドライン」を作成し、事業者の自主的な取り組みにより、品質の確保(製造工程管理による安全性及び有効性の確保)を図る。あわせて、監視指導も適切に行うべきである。



### (3) 安全性の確保

## ②錠剤、カプセル状食品の原材料の安全性の確保

#### 【食品衛生法第3条(抄)】食品等事業者の責務

食品等事業者は、販売食品等について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、…、販売食品等の原材料の安全性の確保…その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



錠剤、カプセル状等の形態の食品については、過剰摂取による健康被害発生のおそれがあることから、原材料についてどのくらい安全性を確保すべきかを、ガイドラインとして示す。あわせて、監視指導も適切に行うべきである。